

主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者（以下、監理技術者等という。）を変更する場合は、**主任技術者等変更通知書**の添付書類として**変更理由書**（様式は任意）の提出が必要です。また、下記に記載されている変更理由以外は原則として認められませんのでご注意ください。

なお、現場代理人のみを変更する場合は、変更理由書の提出は不要です。

【監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省作成）より抜粋】

監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理を司っている監理技術者等の工事途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で慎重かつ必要最低限にする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合の他、次に掲げる場合が考えられる。

- ①受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合。
- ②工場から現地へ工事の現場が移行する場合。
- ③一つの契約工期が多年に及ぶ場合など工事工程上技術者の交代が合理的な場合。